

福生市弓道連盟における矢羽の利用等に関する対応について

平成27年6月1日

福生市弓道連盟

1. 目的（基本的な考え方）

自然保護・伝統文化保護との調和を図りつつ法令等（ワシントン条約、種の保存法、鳥獣保護法）の遵守を徹底し、各自が自らの使用する矢羽の種類について自覚し確認をするとともに、「違法性のある矢羽を使用してはいけない」という意識をもって法令順守に向け再認識することを目的とする。

2. 対象（矢羽）および対応について

①A～Dについては、個人的に保有できるが、審査・競技会・講習会では使用禁止、他人への譲渡・譲受禁止 トレーサビリティへの記載は、“個人的に保有のみ”の観点からすると“無用”

②1～9についてはトレーサビリティへの記載により、審査・競技会・講習会でも使用できる 国内の矢羽については、他人への譲渡・譲受禁止

③a（（A～D 1～9）以外の矢羽）についてはトレーサビリティへの記載は不要 保有、使用、譲渡、譲受も可能

記号	矢羽の名称（俗称等）	一般名称（和名）	現在個人的に保有するものを保有し続けること	審査、競技会や講習会で使用すること	他人に譲渡すること他人から譲受すること	トレーサビリティへの記載
A	国内の粕尾／薄美尾	尾白鷺（おじろわし）	○	×	×	無用
B	輸入の粕尾／薄美尾	尾白鷺（おじろわし）	○	×	×	無用
C	国内の大鳥	大鷺（おおわし）	○	×	×	無用
D	輸入の大鳥	大鷺（おおわし）	○	×	×	無用
1	小笠原鷺／白鷹	鷺（のすり）	○	○	×	○
2	国内の大鷹／蒼鷹	大鷹（おおたか）	○	○	×	○
3	輸入の大鷹／蒼鷹	大鷹（おおたか）	○	○	○	○
4	国内の犬鷺／熊鷺	犬鷺（いぬわし）	○	○	×	○
5	輸入の犬鷺／熊鷺	犬鷺（いぬわし）	○	○	○	○
6	国内の冠鷺	冠鷺（かんむりわし）	○	○	×	○
7	輸入の冠鷺	冠鷺（かんむりわし）	○	○	○	○
8	国内の熊鷹／蜂熊鷹	熊鷹（くまたか）	○	○	×	○
9	輸入の熊鷹／蜂熊鷹	熊鷹（くまたか）	○	○	○	○
a	上記以外の矢羽（以下凡例） ・黒鷺 ・磯鷺 ・大白鳥 ・鷺 鴉 水鳥（各種）	禿鷺（はげわし） 鴉（みさご） 白鳥（はくちょう）	○	○	○	不要

